

第2 個人情報保護制度

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

平成30年度の文書による自己情報の開示請求の件数は、472件でした(図1)。これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が439件、県外に住所を有する個人が33件となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、警察本部長314件、知事95件等となっています(表1)。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カードに記載された自己情報、警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報、一般選抜入学試験成績に係る自己情報、警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報、警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数(平成26～30年度)

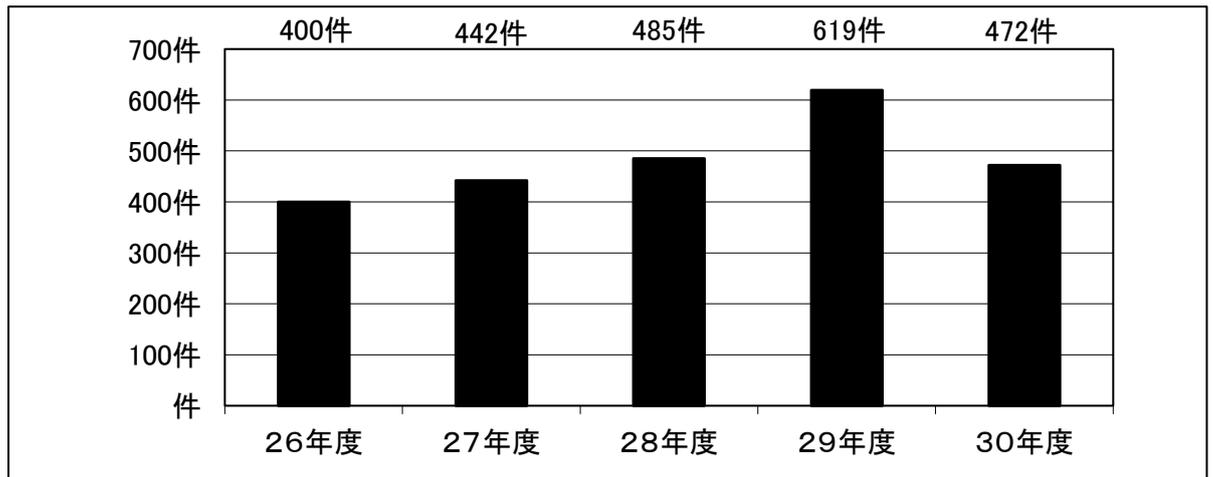


図2 開示請求者別内訳

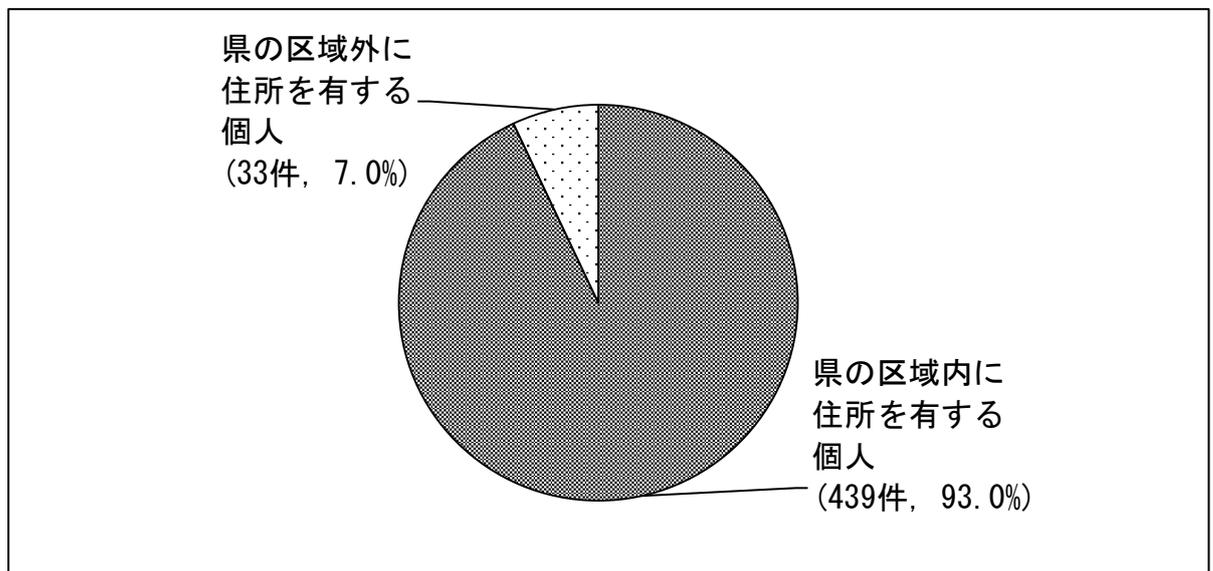


表1 実施機関別文書による自己情報の開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部、秘書室	9	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書に関する自己情報 ・身体障害者手帳の申請書等に記載された自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部		
	人づくり・県民生活部		
	保健医療介護部	25	
	福祉労働部	50	
	環境部		
	商工部		
	農林水産部	1	
	県土整備部	2	
	建築都市部	8	
	会計管理局		
	小計	95	
議 会			
公営企業の管理者			
教育委員会	14	・職員採用試験結果に関する自己情報	
選挙管理委員会			
人事委員会			
監査委員会			
公安委員会			
警察本部長	314	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌に記載された自己情報 ・物件事故報告書に記載された自己情報 ・犯罪事件受理簿に記載された自己情報 	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	49	・公立大学入学試験結果に関する自己情報	
合 計	472		

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求472件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数7件を除いた465件です（表2）。

表2 実施機関別文書による自己情報の開示請求に対する決定の状況

実施機関	請求 件数	決 定 の 状 況				取下げ	
		開示	部分開示	不 開 示 不存在	却下		
知 事	総務部、秘書室	9	1	6	2	1	
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部						
	保健医療介護部	25	12	10	3	3	
	福祉労働部	50	24	21	4	3	1
	環境部						
	商工部						
	農林水産部	1		1			
	県土整備部	2	1	1			
	建築都市部	8	4	3			1
会計管理局							
小 計	95	42	42	9	7	2	
議 会							
公営企業の管理者							
教育委員会	14	5	8	1	1		
選挙管理委員会							
人事委員会							
監査委員							
公安委員会							
警察本部長	314	13	295	1	1	2	3
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	49	49					
合 計	472	109	345	11	9	2	5
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(23.1%)	(73.1%)	(2.3%)	(1.9%)	(0.4%)	(1.1%)

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況を見ると、開示請求者以外の個人に関する情報（第1号）に該当するものが277件、警察職員情報（第6号）に該当するものが293件等となっています（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	277		277
第2号	事業情報	7		7
第3号	審議・検討等情報	3	1	4
第4号	行政運営情報	144		144
第5号	評価判断情報	24		24
第6号	警察職員情報	293		293
第7号	捜査等情報	34		34
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報	4	1	5
第10号	会派情報			
計		786	2	788

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

エ 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額

写しの交付の内訳としては、白黒が2,433枚で24,330円、カラーが23枚で690円、CD-Rが1枚で80円となっています（表4）。

表4 個人情報開示請求に係る写しの交付枚数及び金額 (単位：枚、円)

区分	交付枚数	金額
白黒（10円）	2,433	24,330
カラー（30円）	23	690
録音カセットテープ（120円）		
ビデオカセットテープ（170円）		
CD-R（80円）	1	80
マイクロフィルム（10円）		
その他		
合計	2,457	25,100

注1 括弧内の金額は、1枚当たりの金額

注2 「その他」は、A3版を超えるサイズの写し等

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、9,910件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、8,032件の請求があり、請求件数全体の約81.0パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが577件、警察官採用試験関係のものが163件、三公立大学入学試験関係のものが427件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成26～30年度）

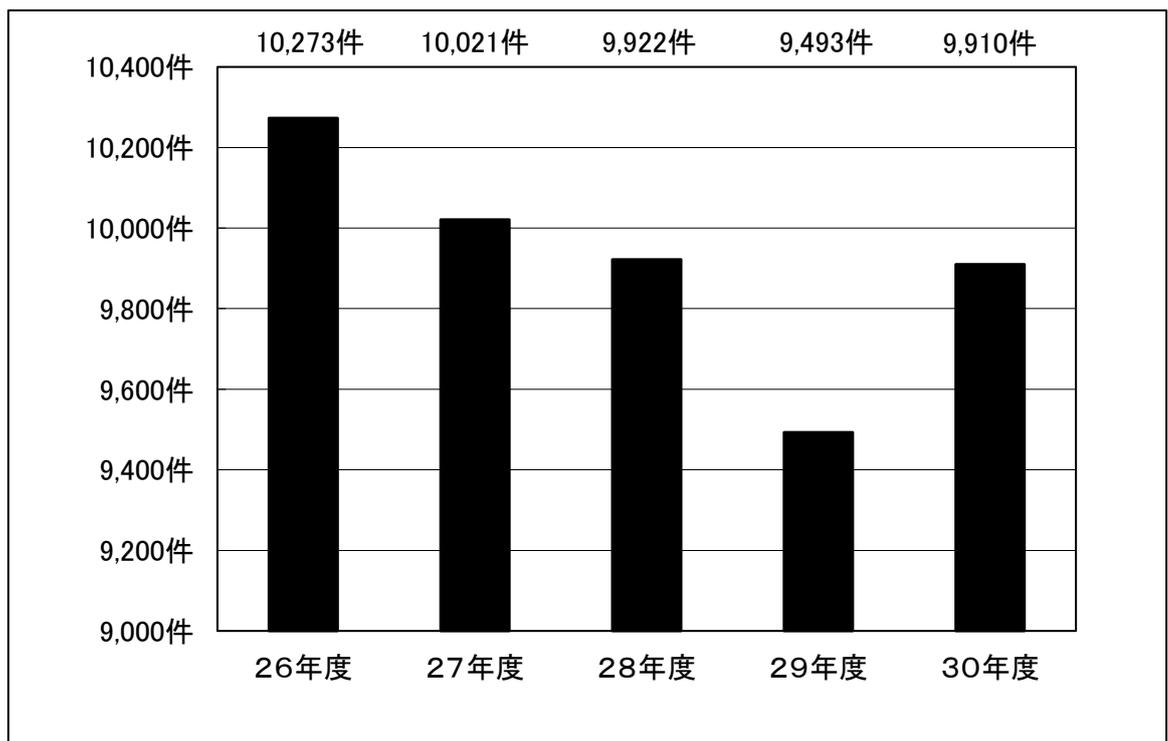


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	クリーニング師試験	4	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	1	
	毒物劇物取扱者試験	2	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	2	
	職業訓練指導員試験	2	
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	61	
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	2	合格発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	3	
	小計	77	
教育委員会	福岡県立高等学校入学者選抜	8,032	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間
	小計	8,032	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	521	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	32	
	福岡県職員採用選考試験(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	24	
	小計	577	
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	63	合格発表日から1か月間。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表日から1か月間
	福岡県警察官A(女性)採用試験	21	
	福岡県警察官A(武道指導)採用試験	1	
	福岡県警察官B(男性)採用試験	40	
	福岡県警察官B(早期採用男性)採用試験	20	
	福岡県警察官B(女性)採用試験	15	
	福岡県警察官C採用試験	3	合否発表の日から1か月間
	猟銃等講習考査	199	
警備員指導教育責任者講習終了考査	174		

警 察 本 部 長	機械警備業務管理者講習終了考査	17	合否発表の日から1か 月間
	警備員等検定学科試験	127	
	警備員等検定実技試験	66	
	駐車監視員資格者講習修了考査	47	
	小計	793	
地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	127	4月16日から1か 月間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試）	67	学生募集要項に定める 期間
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般入試以外）	18	
	福岡県立大学入学者選抜試験	153	4月16日から1か 月間
	福岡県立大学推薦入学試験	61	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	
	福岡県公立大学法人職員採用試験	4	合格発表の日の翌日か ら1か月間
	小計	431	
合計		9,910	

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成30年度は、5件の自己情報の訂正請求がありました。

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成30年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

平成30年度は、審査請求が14件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

答申番号	審査案件	諮問実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
				諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
第68号	福岡県精神医療審査会の会議資料に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求（30.4.9請求分）	知事	30.4.14	30.5.25	1.9.19	—	—
—	退院請求ホットライン受付簿に係る個人情報部分不開示決定処分に対する審査請求（30.4.9請求分） ほか2件	知事	30.4.14	30.5.25	—	—	—
第47号	精神医療審査会に関する資料に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.4.21	30.6.22	31.2.21	31.3.27	一部認容
第55号	福岡県個人情報保護審議会の議事録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求（30.4.12請求分）	知事	30.5.8	30.8.3	1.9.19	—	—
—	八幡厚生病院等とやりとりした内容の記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求（30.4.25請求分） ほか1件	知事	30.5.30	30.7.4	—	—	—
—	福岡県弁護士会とやりとりした内容の記録に係る個人情報部分不開示決定処分に対する審査請求（30.7.1請求分） ほか1件	知事	30.7.26	30.9.10	—	—	—
—	審査請求対応文書に係る個人情報不訂正決定処分に対する審査請求	知事	30.7.31	30.10.18	—	—	—
—	犯罪事件受理簿に係る個人情報部分不開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	30.10.11	31.2.7	—	—	—
—	パワハラ問題の報告文書に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.12.18	31.2.19	—	—	—
—	パワハラ問題の聴き取り調査に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	知事	30.12.21	31.2.19	—	—	—

（令和元年11月1日現在）

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成30年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、1件の苦情相談がありました。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

平成30年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7、表8）。

表7 審議会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第14期：第1回審議会 平成30年5月17日	・会長の選任について ・会長職務代理者の指名について ・部会の委員の指名について ・部会長の選任について ・部会長職務代理者の指名について
第2回審議会 平成30年8月23日	・個人情報の提供制限に関する例外事項について

表8 第一部会の開催状況

開催期日	主な審議内容
第13期：第16回第一部会 平成30年4月19日	・審査請求について
第14期：第1回第一部会 平成30年5月17日	・審査請求について
第2回第一部会 平成30年6月21日	・審査請求について
第3回第一部会 平成30年7月19日	・審査請求について
第4回第一部会 平成30年8月23日	・審査請求について
第5回第一部会 平成30年9月20日	・審査請求について

第6回第一部会 平成30年10月18日	・ 審査請求について
第7回第一部会 平成30年11月15日	・ 審査請求について
第8回第一部会 平成30年12月20日	・ 審査請求について
第9回第一部会 平成31年1月24日	・ 審査請求について
第10回第一部会 平成31年2月21日	・ 審査請求について
第11回第一部会 平成31年3月28日	・ 審査請求について

(2) 諮問及び答申

平成30年度は、個人情報の提供制限に関する例外事項に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表9）。また、審査請求事案に係る諮問が14件あり、うち3件について答申がなされ、11件について審査中です（表6）。

表9 個人情報保護審議会の答申（審査請求事案に関する答申は表6参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
個人情報の提供の制限に関する例外について	知事 (福祉労働部)	30.7.26	30.8.23

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第14期）は、次のとおりです（表10）。
委員の任期は2年となっています。

表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は平成31年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
江島 玲子	(株) ビスネット消費生活アドバイザー		平成30年5月13日 ～ 令和2年5月12日
小林 登	弁護士	会長	
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株) グルーヴノーツ代表取締役会長		
永井 ケイ子	福岡県民生委員児童委員協議会理事 うきは市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工 学科教授		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

平成30年度の個人情報取扱事務の登録件数は、2,013件でした(表11)。

表11 平成30年度個人情報取扱事務の登録件数(実施機関別)

実施機関		事務の区分及び件数				合計
		固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	
知 事	総務部、秘書室	107	11	19	10	147
	企画・地域振興部	73		1		74
	人づくり・県民生活部	106	5	1	1	113
	保健医療介護部	179	26	145		350
	福祉労働部	146	17	55		218
	環境部	76		26		102
	商工部	50	16	12		78
	農林水産部	168	33	64		265
	県土整備部	32	6	43		81
	建築都市部	102	23	20		145
	会計管理局	5				5
	小計	1,044	137	386	11	1,578
議	会	13				13
公	営企業の管理者	2				2
教	育委員会	82	49	76	7	214
選	挙管理委員会	6				6
人	事委員会	9			4	13
監	査委員	3				3
公	安委員会	6				6
警	察本部長	130				130
労	働委員会	9				9
収	用委員会	1				1
海	区漁業調整委員会					
内	水面漁場管理委員会					
地	方独立行政法人	38				38
合	計	1,343	186	462	22	2,013

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務